

# 鴻巣隼雄氏の「飛鳥井家譜」作為説は妥当か

## — 鹿持氏家系考 (一) —

小 関 清 明

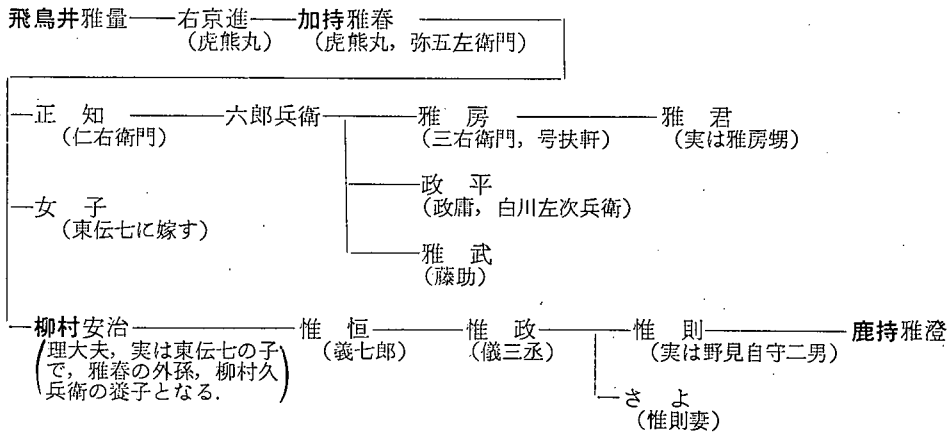
(高知大学文理学部 国語学国文学研究室)

### On Kamoti-Masazumi's Ancestry (1)

Kiyooki OZEKI

#### I

鹿持雅澄の家系については、雅澄の記した「飛鳥井家譜附備考」<sup>(註1)</sup> (以下「家譜」と略称することがある。)にくわしく、ほかにも種々の資料が残っている。それらによって、ごくあらましを述べると、飛鳥井雅康の孫で永禄のころまでに一条氏をたよって土佐に下った飛鳥井雅量が、土佐における鹿持氏の始祖で、これが雅澄の八世の祖にあたる。幡多郡入野郷加持村 (現在大方町加持) に雅量の居城があり、子孫がこの地に住んだので、加持 (または鹿持) 氏を称するようになった。雅澄の五世の祖にあたる加持安治が、天和二年に宗家を出て柳村久兵衛という者の養子となり、それ以来柳村氏を称したが、雅澄のとき文政十二年十二月、藩の許可を得て鹿持姓に復帰した。加持宗家の人々は、元禄二年、彼らの仕えていた山内大膳亮豊明の改易<sup>(註2)</sup> に際して浪人となり、仕途をもとめて土佐国外に去ったので、土佐における飛鳥井氏の血統は安治の子孫のみとなった。これを系図で示すと次のとおりである。



「万葉集古義」総論の古学の項に、

雅澄が八世の祖飛鳥井少将藤原(雅量)朝臣ときこえしは、……新古今集をえらばせ給ひし従三位参議藤原(雅経)卿よりは十世に、……新統古今集を撰ばせたまひし正二位中納言藤原(雅世)卿よりは四世にあたり給へる、そのほど土佐国しらし、一条の殿をたよらせ給ひ、幡多郡入野郷をしる所に給りて、鹿持城に居給ひしより、この国にて世々を重ねられけるなり、さてかの君の此国にて歌よみしたまひ、くさぐさみやびわざどものありしことなどは、物にもしるしとゞめか

たりもつたへて、世にしるところなり。

とあり、「山斎集」にも「拜長岡郡大津里遠祖飛鳥井雅墓作歌置朝臣」(文化十年か)や、雅量のゆかりの地久礼で昔をしのんだ「久礼湾作歌並序」(文化十三年)のような作がある。雅澄が自家の祖としての飛鳥井雅量について記した文章は、ほかにも少なくない。「家譜」によれば、天保二年には雅量を祭る祠を建て七年にはこれを再建したというような事実もある。雅量のみでなく、右京進や雅春夫妻、正知夫妻をも、雅澄は祠を造営し祭日を定めて祭っている(「家譜」)。雅澄が上記の家系を事実として疑わず、これに誇りをもち、祖先の靈に対し尋常以上の崇敬をささげたことが、これらの事実から明白であるように見える。一般にも、雅澄の祖先が飛鳥井氏から出たということは、ほとんど疑われることなく最近にいたったといってよい。

しかるに近年、鴻巣隼雄氏は「飛鳥井家譜」は雅澄の作為したものであろうという、斬新にして大胆な新説を出された。氏の説はすでに「鹿持雅澄と万葉学」(昭和三三年九月)に見え、それには、「家譜」は「当時の人々が争って作造せしめた自家の系譜書の類に洩れないといい得る一面が濃い」(四四頁)とのことばがある。もっとも、これには根拠というほどのものも示されていないし、そのためかやや消極的ないい方をしておられる。当時この説については、平野仁啓氏が「伝記的研究としては新説として注目してよい」(日本文学 一九五九年二月号、鴻巣隼雄著「鹿持雅澄と万葉学」)といわれたほか、特に問題とせられることもなかったようである。しかるに鴻巣氏は、近く「鹿持雅澄にかかわる家系の再検討——白札勤役年譜帳を中心に——」(上代文学一四号、昭和三八年七月)において、この説をやや細かに述べ、かつ前よりは積極的に主張せられた。すなわち、この論文で、氏は「白札勤役年譜帳」<sup>(註3)</sup>にのせられた柳村氏代々の年譜書にもとづいて、柳村久兵衛に始まる柳村氏の系譜は確実なもので、安治より雅澄にいたる五代についてはその微賤な軽格の士としての経歴もほぼ明らかであることを強調せられ、これに対し「家譜」の他の部分には雅澄による大きな作為が加えられているとされたのである。その作為とは、<sup>9</sup>具体的にいえば。

(1) 加持安治を楔とする加持氏と柳村氏との結合は雅澄による作為である。

(2) 飛鳥井氏から加持氏への接続についても同様の疑いがある。

という二点である。つまり氏の説によれば、「飛鳥井家譜」の系図は飛鳥井、加持、柳村という本来無関係の三氏の系図を接合して作り上げられた虚構の系図だということになるのである。氏は次のようにいっておられる。

鹿持雅澄は自分の手で郷土の旧資料を蒐集摘記、按配して「飛鳥井家譜」と題する自家の系譜を成した。さきに拙著(「鹿持雅澄と万葉学」をさす——筆者)で雅澄の家系と先祖の業績を跡づけるに当り、これを中心にして同類の記事で補足して行った。しかし落公式の文書「白札勤役年譜帳」を手がかりにして改めて考え直してみると、柳村と鹿持、鹿持と飛鳥井両家それぞれの結びつき方に関するかねてからの不審が一層強くなり、逆に柳村家本来のいつわらぬ在り方が今迄以上に鮮明に浮び上って来た。殊に柳村二代目の安治(理大夫)が鹿持家からあらたに柳村家に迎え入れられたと説く「家譜」の不自然な記述は、そこに著しい作為の跡を残しているように思う。いずれにせよ柳村家は飛鳥井、鹿持両家系と切り離される時、本来の姿をあらわにして来るのである。

これが鴻巣氏の結論と見られる一節であるが、わたくしはこの新説に従うことができない。以下わたくしは、氏の説の不備を明らかにし、若干の資料をあげて、旧説が正しいとするわたくしの考えを述べようと思う。ただ、上に紹介した鴻巣氏説(1)(2)のうち、(2)の飛鳥井から加持への接続の問題は氏のきわめて軽く扱われたところであって、根拠がまったく示されておらず、おそらく(1)からの類推にとどまるものようであるし、それに時代も古くて関係資料も乏しいので、しばらくおくこととし、本稿ではもっぱら(1)の安治を楔とする加持、柳村両家の結合が作為であるという説を

問題としたい。

## II

加持安治(理大夫)は「家譜」の系図では加持雅春の子となっているが、実は雅春の女が東伝七(藤原重可)に嫁して生んだ雅春の外孫であったことが、「報本論」<sup>(註4)</sup>などによって知られる。「報本論」には「襁褓の中より雅春君の子として養ひたまへり」とあり、安治が入野郷大庄屋古津万右衛門に与えた書簡(「家譜」備考所収)にも、六郎兵衛と自分とは雅春の孫であるといっている。雅春と安治との年齢を「家譜」の記事から算出すると、六八年のへだたりがあって、この点からも安治は雅春の孫であったと見るのが自然であり、また雅澄が雅量をさして彼の「八世の祖」(「古義」総論)といっているのも、こう見なければ数があわない。さて、この安治が「家譜」によれば、「天和二年故有りて柳村氏を称」することとなったのである。こうして、系図の上でいえば、安治が加持氏から柳村氏に移ったという形で両氏の系図がつながっているわけであるが、これが不自然で作為的であると鴻巣氏はいわれる。どうして不自然なのであろうか。鴻巣氏の理由とされるところを、氏のことばから読みとってみよう。

このように両家を接触させた安治が、鹿持家から柳村家に転じたという特異な形をとり、且つそれ以前に安治が鹿持家の中で占めていた位置も、もとは鹿持初代の雅春の外孫でありながら、直系の子として一旦は祖父家(鹿持家)を継ぐという極めて不自然な形を取っている点など、柳村二代目理大夫を楔として両家が結合を完成した事実に疑問を抱かせる節がいくつかある。もともと鹿持家は幡多郡加持郷<sup>(マツ)</sup>の名家で、土地の人に崇敬を受けていたのは、雅澄が「飛鳥井家譜」の初代雅春の項で「天正十年壬午の歳、幡多郡鹿持城に生る」とし、更に「幼名虎熊丸、鹿持弥五左衛門」<sup>(マツ)</sup>「長曾我部元親よりその旧領を得て幡多に住し」「天正十七年当郡地檢帳にその名が見える」とあるのでほぼ推察がつく。右は雅澄自身が古記録を基にして、鹿持城主と鹿持氏の所在を立証した跡が顕著で、鹿持雅春を初代とする名門鹿持氏の家系の中に安治を不安定な形で挿入したものと考えられる。

これによると、鴻巣氏が不自然で作為的であるとされる点は、二つに分けられるようである。第一は、安治が加持雅春の外孫でありながら加持家を継いだということのようである。しかし、これには氏の誤解がある。安治が加持家をついだという記録はどこにもない。「報本論」には前に引いたように「襁褓の中より雅春君の子として養ひたまへり」とあるばかりであり、「家譜」の草稿本(後出)にも「祖父雅春自<sub>ニ</sub>襁褓<sub>一</sub>子育<sub>ニ</sub>之」とあるのみである。安治は幼時より加持家で養育せられて成人し、加持家の一員となったが、雅春の跡目をついだのではない。雅春の跡目をついだのは長男正知であることは、「家譜」の正知の項に「寛文二年壬寅為<sub>ニ</sub>父之後<sub>一</sub>」と記したとおりであろう。次に氏が不自然とされる第二点は、安治が加持家から柳村家に転じたということのようである。なるほど安治がもし氏のいわれたように「一旦は祖父家(鹿持家)を継いだのであったら、それはいかにも不自然であるが、安治はいわば二男の立場にあること今述べたとおりである。二男が生家を出て他家をつぐということは自然なありふれたことであろう。安治が柳村姓になったという天和二年は、彼の三四才のときで、雅春の死後一五年経過しており、加持家の当主は正知になっている。この時安治が出でて他姓を称したとしても、何の不自然もないと判断されるのである。

しかも、安治が柳村姓を名のるにいたったいきさつは、これをやや具体的に推知することができる。

「飛鳥井家譜」には二種の草稿本<sup>(註5)</sup>が残されている。それらを見ると、定稿本の安治の項に、  
有、故称<sub>ニ</sub>柳村氏<sub>一</sub>……………<sup>(4)</sup>

とあるのに相当する部分が、第一稿本には、

買<sub>二</sub>得柳村久兵衛者之名跡<sub>一</sub> 因以為<sub>二</sub>柳村氏<sub>一</sub> ..... ①

(朱で「買」「名跡」を「購」「家祿」に改めてある。)

とあり、第二稿本では、

購<sub>二</sub>得柳村久兵衛者之家祿<sub>一</sub> 因以称<sub>二</sub>柳村氏<sub>一</sub> ..... ②

とある上にはり紙をして、それに

有故称<sub>二</sub>柳村氏<sub>一</sub> 其<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>柳村久兵衛者之嗣<sub>一</sub> ..... ③  
告<sub>レ</sub>官 具在<sub>二</sub>別記<sub>一</sub>

とある。これらを並べてみると、①②は端的に事実を述べたものと感じられ、③④と順次に事実をおぼめかした書きざまにかわっていると思われる。ところで一方、「白札勤役年譜帳」(以下「年譜帳」と略称することがある)及び同類の資料<sup>(註6)</sup>には、安治は久兵衛の養子になったとある。「年譜帳」の原文を引くと。

- 一 初代柳村久兵衛儀寛永十八年巳年ヒ召出天和二戌年迄四拾貳ヶ年御歩行役相勤
- 一 貳代理大夫儀天和二年養子ニ罷成久兵衛取来之通貳人扶持七石六斗貳升無相違被下之勤方
- 一 天和二戌年之春<sub>レ</sub>当分御用ヒ仰付 (以下略)

とある。これを前の①②③と考え合わせると、安治は表向きには養子縁組の形式をとって、実質的には金銭をもって柳村久兵衛の家祿を買い受けたのだと見て、まちがいあるまいと思われる。「家祿」とは久兵衛家の身分およびそれに伴う封祿をさすであろう。「年譜帳」において、久兵衛の勤方の終わったのと安治が養子になったのが、同じ天和二年であるのは、兩人の間に家祿の譲渡がなされたとすれば当然至極のことであるが、安治が眞の養子であったとすれば不自然ではないにしても特殊となる。またこの養子縁組が婿養子縁組でなかったことは、安治の妻が千屋氏女であること(「家譜」等)<sup>(註7)</sup>によって明白である。

家祿の売買ということについても、参考さるべき事実がある。それは、土佐藩の郷士に譲受郷士と呼ばれる郷士がきわめて多いということである。平尾道雄氏「土佐藩郷士記録」(昭和三九年一〇月)によれば、郷士が貧困や病気を理由にしてその領知(所領)や身分を他人に譲ることは早くから黙許せられ、元禄十年の定めには「郷侍(郷士のこと——筆者)跡目相続又は他人へ譲候者は爾来之通可相叶云々」とあるという。郷士の他譲は後に禁止された時期もあるが、天和二年のころには黙許されていたわけである。ところで、柳村久兵衛の身分は十分明確ではないが、「年譜帳」に「御歩行役相勤」とあるので、御歩行という身分であったと見てよいであろうか。でないにしても、彼の身分は郷士とたいしたへだたりのない下士であったことは明らかである<sup>(註8)</sup>。そして、思うに御歩行といった身分も、郷士と同じく、その株の売買が黙許されていたのではあるまいか。それは黙許であって公然と行なうわけにはいかなかったであろう。安治が表向きには養子縁組の形式をとって、久兵衛の家祿を買い受けたのは、そういう事情によるのであろう。かようにわたくしは考える。

以上のように見てくると、鴻巣氏が「特異な形」とか「不自然」とかいわれた点が、実はたいして特異でなく、また決して不自然でもなく、加持安治が柳村氏を名のるにいたった事実及び徑路には、別に疑うべきふしがないと思われる。「名門鹿持氏の家系の中に安治を不安定な形で挿入した」とか「著しい作為の跡」があるなどとは、とうてい考えることができないのである。

### III

次に鴻巣氏は、安治とその子孫は代々柳村姓を用いたので、雅澄が鹿持姓を用いたより以前に「鹿持姓を用いていた明証を求めるのはむしろむずかしい」といわれており、そしてこのことが氏

の説の大きな支えになっているようである。安治が柳村家の養子になるという形式をとった以上、種々の記録に柳村姓が用いられているのは当然のことであるが、しかし一方、彼らが加持姓をも用いていた明証を求めることはむしろ容易である。

高知市福井の、土地の人々が鹿持山と呼んでいる丘の上に、安治から雅澄の子雅慶にいたる六代の夫妻が眠っている。彼らの墓にはおおかた加持と刻してある。たとえば、もっとも古い安治夫妻の墓は、惟恒以後の墓よりもずっと小さな、高さ台石とも四五センチに満たぬほどの古色蒼然とした墓石であるが、それに刻まれた文字は

享保十五□戌年  
加持安治墓  
八月廿三日卒  
宝曆十一辛巳天  
加持安治妻墓  
三月九日九十一卒

と読まれる。不明の一字は庚であろう。惟恒以後の墓も同じく加持とある。たゞ雅澄夫妻の墓のみ鹿持とあり、雅慶夫妻のは飛鳥井となっている。柳村としたのは一つもない。

柳村安治とその子孫は、なぜ墓には加持姓を刻したのであろうか。それは、上記のような形式で久兵衛の家禄を譲り受けた関係で、彼らは表向きには柳村姓を名のるほかなかったけれども、実質は加持氏であったからであろう。そうして加持という名門の誇り、加持という名への愛着を彼らが持ちつづけたからであろう。文政十二年十二月、雅澄が鹿持と改姓することを願い出た理由は、

先祖本姓鹿持ニ而御座候処中世無拋相障儀御座候を以当時外姓之名字柳村ト相唱申候然ニ此節ニ至リ何等之差問も無御座候ニ付本姓ニ相革申度 (下略)

と記されている<sup>(註9)</sup>。ここに記されているところの「よんどころない事情で柳村といっはいるが本姓は加持なのである」という意識は、安治以来もちつづけられて雅澄にいたったと思われるのである。(このことは次章でいっそう明らかになるであろう。)

ついでに、加持氏の墓所に柳村久兵衛の墓がないことに注意しよう。それはなぜであろうか。もし安治が名実ともに久兵衛の養子となったのであったら、あるいはまた、安治が実は久兵衛の実子であった(鴻巣氏はこう考えられたとも受けとれるが、はっきりしない)としたら、久兵衛の墓も同じ墓所にあるのが自然であろう。実際にはこの墓所に久兵衛の墓はなく、安治の墓がもっとも古い。このことは、久兵衛と安治とが家禄の売買という金銭上の関係以上の関係をもたなかったこと、及び加持安治が宗家を離れて独立の一家をおこした人物であったこと、一つの証左と見られるのではあるまいか。

附記、加持安治ははじめ福井村ではなく、小高坂村に住んでいた。このことを立証する資料が二つある。その一は「孕石四代記」<sup>(註10)</sup> という書に、正徳四年土佐藩の家老孕石元矩が死去した時、後室らが「小高坂村柳村理大夫居屋敷地面巷反四十四代夕」を白銀二百枚で買い取って住んだと見えていること(高知大学教育学部吉野忠助教授の示教による)である。その二は「家譜」備考所収の白川左次兵衛の安治に与えた書簡に、

追而御城下小高坂ノ出火よほと焼失乍然貴様御屋敷御別条も無御坐候旨珍重奉存候

と見えていることである。この書簡は宝永二年十二月のものと考えられる<sup>(註11)</sup>。これらによって推測すれば、安治は正徳四年までは小高坂に住み、同年小高坂の屋敷を手ばなして福井に移り、雅澄にいたるまで福井に住んだことになる。ところで福井と小高坂は隣接している。従って、もし安治が久兵衛の眞の養子であったら、彼が小高坂から福井に居を移したにしても、彼の墓は久兵衛と同じ柳村家の墓所に建てられたはずだと考えられる。

## IV

加持氏と柳村氏とが系譜の上だけで作為的に結合せられたのでないことは、以上だけでも大体いえることと思われるが、より積極的に両氏の親しい関係を示す資料として、「家譜」の備考の部に収められた書簡を挙げるができる。この備考の部は、飛鳥井雅康をはじめとする雅澄の祖先らに関する種々の資料を、人物別に集録したもので、中には資料的価値の乏しいものもあるが、書簡はそのうちもっとも確かなものと思われる。(雅澄の時代には、それらの書簡の実物が存在したらしいことが、次章にかかげる雅澄の書簡から分かる。)江戸に出た加持本家の人々から柳村安治及び惟恒にあてた書簡が主要なもので、その他をあわせてすべてで一九通(うち一部分のみのもの二通)、時代は天和貞享の頃と思われるものから享保八年と判定されるものまでおよそ四〇年間にわたり、この間における加持本家と柳村家との交渉のさまが、それらによってうかがわれる。加持家の離散とその後における彼らの足跡についてはこれがほとんど唯一の資料であり、彼らが一族の祖先についてどれだけの伝承をもっていたかもこれによって知られ、また加持安治がどんな人物であったかもいくらかうかがいられるのである。が、それらの点は今は省略し、両家の親族関係を明らかに物語る例を一つだけ挙げることにしよう。

次に掲げるのは、加持雅房とその養子雅君とが連名で、柳村安治、惟恒父子に与えた手紙の一部である。

鍛冶橋御屋敷ニ而承合誰レ成とも相頼可申と一筆致啓上候先以新春之御慶嘉千里同風申治候其御地貴様御家内御揃御堅固ニ可被成御加歳と珍重不過之奉存候 (中略)

一 加持之由緒此度も委被仰下審ニ拝見忝存候扱鹿持之儀成ほと修理様之御状ニ御座候右御状此方ニ御坐候間見合申候何とそ鹿持ニ仕度ものニ御座候へ共当所も加持を数年来用候而改かく御座候 (中略)

一 旦那へ差出候親類書先祖書ハ家風ニ而高祖父父書出し申候ニ付十二ヶ年以前ニ書出し申候高祖父曾祖父祖父段々ニ書付委細ニ仕差出候尤当然之親類等も悉ク記申候貴様儀ハ勿論書出申候今度思召之趣委ク被仰下得其意奉存候又重而改メも御座候ハ、認直し可申候哉 (中略)

一 於土州加持之由緒外ニ無御座貴様ニ限申候外名ニ而被成御坐候ニ付時節を以御改可ヒ成之旨御尤之儀ニ御座候拙者共儀当所ニ隔リ罷在候へ御矢倉帖之筋目及断絶氣之毒ニ御座候間早々御改ヒ成可然奉存候左候へハ委元ニ而も心強く御由緒儘ニ相見悅申事ニ御座候時節御考被成候内段々延引ニ成可申候間当夏の中御改号可然存候 (下略)

この手紙の日附は単に正月十五日とあるのみであるが、書中に雅房らが火災にあったことを「去々丑三月四日大風急火ニ而難遁類焼」と記してあることなどから、それが享保八年であることが知られる。(享保六年三月三日・四日江戸に大火があった。)冒頭に鍛冶橋御屋敷とあるのは江戸の土佐藩邸をさす。筆者の雅房は、「家譜」とその備考によると、元禄二年山内大膳亮改易の後江戸に出、元禄年中に松平美濃守(柳沢吉保)に仕え、享保八年には養子雅君とともに吉保の子甲斐守吉里に仕えて江戸に住んでいた。一方、柳村安治はこの年七五才、「白札勤役年譜帳」等によれば子の惟恒に代役せしめて自らは隠退していた。この父子は江戸にも往来した人であるが、この手紙の現在では高知にあった。

さて、この手紙から次のようなことが知られ、また考えられる。

- (1) 柳村安治から江戸の加持氏に対し「加持之由緒」について、何度も知らせる所があった。(安治は雅房よりかなり年長であったと思われ、また郷里土佐にとどまったので、祖先に関する知識がより多かったであろう。彼が遠境の同族に向かって祖先のことを告げたのは自然なことである。)
- (2) 安治は「加持」よりも「鹿持」が望ましいと考え、そのように改めることを雅房らにすすめ

た。これに対し雅房らは、自家に保存せられていた修理様の御状に「鹿持」とあるけれども、ただちに鹿持に改めることは困難である旨を答えた。(修理様とあるのは三代目土佐藩主山内忠豊の弟山内修理大夫忠直で、幡多郡のうち三万石を領し、中村の土居に住した。大膳亮の父で、寛文七年中村において没した。ここに見える修理様の御状は「家譜」備考所収の「塩鮎一箱 百五拾 到来令祝着候以上 修理(花押) 八月廿二日 鹿持仁右衛門との」という書状をさすと見てよかろう。前記のごとく加持氏の墓には代々加持の字が用いられているのは、この手紙に見える安治の希望と矛盾するようであるが、それは惟恒以後の人々が鹿字に固執しなかったためであろう。「家譜」所収の文書においても「鹿持」を用いた例はごく少ない。)

(3) 雅房は「旦那へ差出候親類書先祖書」に「当然之親類」として、柳村安治の名を記した。(これは正徳元年のことであった。正徳元年の雅房書簡にも「今度爰元家内高下不残当家へ罷出候節 只今迄之内之年禄並親類書差出候様ニと被申付候拙者儀も近々差出可申と存候然所ニ御存知之通代々土佐生之儀ニ御座候へは江戸ニ親類も無之候……貴様儀も書載可申候ニ付左様御心得可被成候」と見えている。旦那とあるのは柳沢吉保をさしている。)

(4) 土州に残った加持の後裔は柳村安治の一家のみであった。その安治が他姓を名のっていることは、当人はもとより、江戸の加持氏にとっても不本意であった。安治は加持姓に復したいとの希望を雅房らに伝えた。(文中に御矢倉帖とあるのは、高知城の櫓に納めて保管せられていた天正地検帳の原本(現存する)のことで、「御矢倉帖之筋目」とは天正地検帳にその名の記された飛鳥井虎熊(加持雅春)の血統という意であろう。安治の改姓の願いは彼の代には達せられなかった。前記のごとく、雅澄の代になって、改姓が実現したのであるが、このことについて、雅澄は「報本論」で、

文政十二年己丑十二月十八日予官に請て鹿持の称号に革む、これ旧を存する志あるのみにはあらず、先祖の遺言黙しがたければなり

と述べている。この「先祖の遺言」ということばと、上の書簡に見える安治の念願とは、まさしく照応する。)

以上のように見てくると、この一通の書簡のみでも、柳村安治が加持氏の出であったことは疑うことができない。もしもこの書簡が食わせ物だとしたら話は別であるが、わたくしはこれらの書簡にそういう形跡を見いだすことができない。

## V

鴻巣氏は「飛鳥井家譜」に作為があるとし、その作為者は鹿持雅澄であると見られた。そこでつぎに、わたくしは、雅澄のがわから、彼が作為者でありえないことを証拠だてたいと思う。

およそ作為者には作為の動機がなければならない。雅澄にどのような「家譜」作為の動機があったのか、鴻巣氏はこの点にふれておられないが、前引の氏の文章から察するところ、名誉欲とか虚栄心といったものを考えておられるものようである。そういうものを雅澄がまったく持たなかったとは、わたくしもいいきることができない。しかし、にせ系図を作るほどに異常な虚栄の念がはたして彼の心中に巣くっていたであろうか。それにまた、この稿のはじめに少しくふれたような雅澄の祖霊に対するなみなみならぬ崇敬の態度や、名門の誇りの意識と、虚構の系図とはどういう関係にあるのであろうか。祠を造営し祭日を定めて祖先を祭ったのも、世間をあざむくための擬態に過ぎなかったのであろうか。

わたくしは、「飛鳥井家譜」に、もしかりに作為があるととしても、その作為者は雅澄ではあり得ないと考える。次の書簡<sup>(註12)</sup>はその証拠の一つになるであろう。これは雅澄が、はやく音信のとだえていた江戸の加持家の人々との交際の復活をねがって、彼らに届けようとした書簡の下書きであ

り、控えでもある。二枚の紙に記され、二枚目の左端に朱で「文政十二年己丑三月十一日寺田作助江戸表へ行便ニ頼遣ス状の扣」とある。添削が加えられているが、ここには添削された後の形で、全文を掲げることにしよう。

近代得御意不申候得共一筆啓上仕候先以ヒ成御揃愈御安全可被成御興居目出度御儀奉存候  
 然ハ私高祖父父理大夫曾祖父儀七郎迄同姓之御由緒を以先年度々御文通等仕于今加持三右衛門殿  
 同政右衛門殿御書簡数通家蔵仕居申候然ニ近年ニ至リ自然と絶音問甚以御懐敷御噂而已申暮居  
 候事ニ御座候其御家其御書簡ニ元禄末年松平甲斐守様御家臣ニヒ召出知行宜御奉公ヒ成候由相  
 見え申候 今程は如何ヒ成御坐候裁定而御繁栄 御勤仕可ヒ成候半と 奉遠察候 且白川左次兵衛殿  
 本姓 松平美濃守様へ知行二百石ヒ召拘加持藤助殿ニハ享保二年丁酉柳原式部大輔様へ騎士格ヒ  
 加持 召出候之由彼御方々此方々ヒ差越候御書面ニ相分リ居候へ共是又近年御模様不得承御懐敷存  
 候事ニ御座候定而右之御方々ニも不相交御繁昌ニ御勤仕可ヒ成候哉先祖之由来ハ本国之事故于  
 今跡跡等も此方ニ詳ニ相分リ居候義多御座候已来御文通をもヒ成下思召ニ御坐候ハ、尚追々申  
 承度奉存候此書状相違候上御返翰ヒ成下候ハ、本望此事ニ奉仰候疾以書中御尋可申上処不得幸  
 便押移リ御無音ニ打過申候余リニ御懐敷奉存候ニ付御安否承度重而万縷可得御意草々如斯御座  
 候 恐惶謹言

八月

某子孫（三字朱——筆者）

柳村慇太雅澄

加持三右衛門様

同 政右衛門様

御子孫中様

八月とあるのは文政十一年八月で、翌十二年三月にいたって幸便に托されたものであろうか。この手紙は江戸の加持家の子孫にとどいた形跡がないようであるが、ともあれこれを見ると、江戸加持氏と柳村氏との交渉は安治、惟恒の時代までとどだえたこと、「家譜」に記された雅澄の江戸加持家に関する知識は、もっぱら彼らが安治父子に与えた書簡（「家譜」備考所収）にもとづくらしいこと、及び雅澄が江戸の加持氏を同族と信じて疑わず、雅房らの子孫との間に高祖父・曾祖父時代のごとくよしみをかわしたいとのぞんだこと、などが明らかである。この書簡の下書きまでが、雅澄の人をあざむく手段であったというようなことは、とても考えられないであろう。

「飛鳥井家譜」の記事のうち、少なくとも加持氏と柳村氏の血縁関係は、史実として信じられることを、以上でほぼ立証し得たと思う。さいわいにそれができたのは、鹿持雅澄がたんねんに集録しておいた「飛鳥井家譜」その他のおかげであると言わねばならない。

〔注〕

- (1) 飛鳥井雅四氏蔵本、足摺岬金剛福寺住職長崎勝憲氏蔵本（飛鳥井多満恵氏旧蔵本）等がある。戦災で失われた高知県立図書館本からの写本を筆者が所持する。
- (2) 元禄二年八月四日、山内氏の別家で幡多郡のうち三万石の領主山内大膳亮豊明が、將軍家に対する不敬のゆえをもって采地を没収せられ、青山下野守忠重にあずけられた事件。このあらまは寛政重修諸家譜（巻八二七）に見えている。多くの浪人が生じ、土佐国外へ出る者も少なくなかったことは、「元禄二年日記」（高知県立図書館山内文庫本）等によって明らかである。また、この時豊明の家中の士に加持六郎兵衛がいたことは「中村分限帳」「津野中村両家分限帳」（ともに高知県立図書館山内文庫本）によって確実に知られる。
- (3) 高知県立図書館（山内文庫）に蔵せられる。土佐藩で白札といわれた家格に属する諸家の初代以来の年譜書を合綴して四冊にしたもの。山内藩の公式記録で、その第三冊に柳村氏の分があり、加持安治以後の雅澄の祖先に関する根本資料である。柳村氏の家格が御用人ないし白札であったこと、及び雅澄が晩年士格に列せられたという今なお行なわれている通説はあやまりで、実は白札に列したにすぎないことなどが



この資料で明らかになった。(拙稿 高知大学 学術研究報告第3巻第3号「鹿持雅澄の属した階級について」昭和29年10月)

- (4) 一名「吾語貴家」(わがこときけ)。雅澄が祖先の事蹟を述べ、子孫に向かって古道を説いた書。末に天保十三年壬寅四月十七日とある。宮内庁書陵部に自筆本があり、飛鳥井雅四氏も一本を蔵せられる。
- (5) とともに飛鳥井雅四氏所蔵。第一稿本と見られるものは奥に「右覚書一冊、文政四年辛巳七月卅日稿 雅澄」とあり、書名もまだつけられていない。第二稿本と見られるものは「家譜草稿」と題してあり、備考の部を欠く。ともに雅澄自筆。
- (6) 「白札勤役年譜帳」とほぼ同内容のものに、「年譜書」(長崎勝憲氏蔵)「系譜」(同氏蔵、鹿持雅慶筆)「自家緊要録」(同氏蔵、安治と惟恒の履歴を「白札勤役年譜帳」よりやや詳しく記す)等がある。
- (7) 安治の妻が千屋氏の出であることは、天保三年十一月に雅澄の記した親類書(長崎勝憲氏蔵)によっても知られる。それに「高祖母之里 御留守居組 千屋半兵衛」とあり、千屋氏とは雅澄の当時にも親類づきあいがあったと見られる。
- (8) 土佐藩の武士の身分階級にも変遷があったらしいが、「憲章簿」(御侍郷士諸奉公人類之部)には、士分以下の階級を、白札、郷士、御用人、御用人格、御歩行、御歩行格(下略)の順に並べ挙げている。「白札勤役年譜帳」では、惟政の項に、彼が「格式御用人を以て」父惟恒のあとをついだとあって、ここにはじめて御用人という格式の名が明記されている。
- (9) 飛鳥井雅四氏蔵「覚」。
- (10) 高知県立図書館蔵(山内文庫本)。
- (11) 宝永二年十一月十四日小高坂より出火し六百軒ばかり焼失したことが種々の記録に見える。(「南路志」等)。
- (12) 長崎勝憲氏蔵。

(昭和40年9月29日受理)

